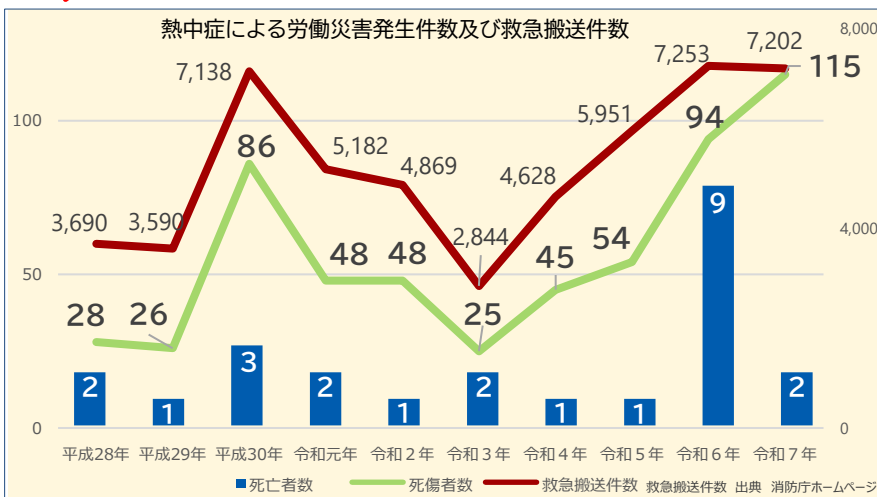


— 職場における熱中症による死亡者ゼロを目指して —

死亡ゼロに

熱中症を予防しよう!



大阪府内では、令和7年の職場における熱中症による休業4日以上**の死傷者数が100人を超え**、そのうち**1人**がお亡くなりなっています。

また、この10年間では、**23人**の方が職場において熱中症によってお亡くなりになっています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがり等の症状や重症では**死にいたる**こともあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月）



キャンペーン
実施要項

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう!**

なお、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**医療機関へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

重篤化防止措置

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業を行わせる場合は、「報告体制の整備」、重篤化防止のための「手順作成」、それぞれの「関係者への周知」について、あらかじめ措置しなければなりません。

暑さ指数とは

WBGTとも呼ばれ、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数で、熱中症警戒アラートなど熱中症予防に幅広く利用されてます。

異常時の対応

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの医療機関の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時には**すぐに医療機関へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

環境省【熱中症（特別）警戒アラート】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症（特別）警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症（特別）警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和8年度については、**4月22日から配信予定です。**

【配信サービス】

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ



環境省
熱中症予防情報
サイト

キャンペーン期間(5月～9月)

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
☐	ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を確認するよう指導
☐	異常時の措置 【一人きりにしない】	あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間(7月1日～7月31日)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症応急手当カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう

